

議案第 8 号

泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例（平成 2 4 年泉州南消防組合条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「第 1 1 項」を「第 1 4 項」に改め、同項を附則第 2 1 項とする。

附則第 1 7 項中「第 1 1 項」を「第 1 4 項」に、「第 1 3 項」を「第 1 6 項」に改め、同項を附則第 2 0 項とする。

附則第 1 6 項中「第 1 3 項」を「第 1 6 項」に、「第 1 1 項」を「第 1 4 項」に改め、同項を附則第 1 9 項とする。

附則第 1 5 項中「第 1 1 項」を「第 1 4 項」に、「第 1 3 項」を「第 1 6 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 7 項とする。

附則第 1 3 項中「第 1 5 項」を「第 1 8 項」に、「第 1 1 項」を「第 1 4 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 2 項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 1 項中「第 1 3 項」を「第 1 6 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とし、附則第 1 1 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

（昇給の特例）

1 2 令和 7 年 3 月 1 日に在籍する継続採用職員のうち泉佐野市消防本部の職員であった者  
で、平成 1 3 年 3 月 3 1 日までの間に採用された職員で給料表の適用を受ける者につい

ては、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同日に5号給昇給させるものとし、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に採用された職員で給料表の適用を受ける者については、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同日に1号給昇給させるものとする。

- 13 令和7年4月1日に在職する職員のうち令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規に採用された職員で給料表の適用を受ける者については、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同日に1号給昇給させるものとする。

別表2中「署長及び本部課長」を「署長、本部課長及び参与」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。